

第 33 回「地域の会」定例会資料

前回(2/2)以降の動き

<公表関係>

不適合事象関係

【区分】

- ・なし

【区分】

- ・なし

【区分】

- ・ 2月 8日 屋外作業(非管理区域)でのけが人の発生について

【その他】

- ・なし

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・なし

定期検査関係

- ・なし

その他発電所に係る情報

- ・ 2月 7日 当社原子力プラントにおけるハフニウム板型制御棒の使用に係る経済産業省原子力安全・保安院への報告について
- ・ 2月10日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の原子炉給水流量計ならびに復水流量計の実流量試験に関する疑義について
- ・ 2月10日 原子炉給水流量計及び復水流量計に関する報告徴収について
- ・ 2月17日 原子力発電所の9×9燃料採用時における安全解析に関するデータ入力の不適合について

<参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分	運転保守管理上重要な事象
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

不適合事象関係【区分】

- ・ 2月 8日 屋外作業（非管理区域）でのけが人の発生について

2月7日午前11時15分頃、定期検査中の6号機の放水路（非管理区域）において、放水路内の補修作業をしていた作業員が、足を滑らせ壁に手をついた際に左手の指を負傷したため、応急処置を行った後、業務車両にて病院へ向かいました。診察の結果、左手薬指付け根部の裂離骨折と診断されております。

その他発電所に係る情報

- ・ 2月 7日 当社原子力プラントにおけるハフニウム板型制御棒の使用に係る経済産業省原子力安全・保安院への報告について

当社は、平成18年2月3日に経済産業省原子力安全・保安院から受領したハフニウム板型制御棒の使用に係る指示文書に基づき、対象となるハフニウム板型制御棒に求められる対応を履行するための計画および結果についてとりまとめ、本日、同院に報告いたしましたのでお知らせします。

現在運転中の当社原子力プラントで対象となるハフニウム板型制御棒（熱中性子照射量 $4.0 \times 10^{21} \text{n/cm}^2$ を超えた制御棒）の本数は、福島第一原子力発電所においては、3号機で9本（同型制御棒の総数は18本）、福島第二原子力発電所においては、1号機で1本（同17本）、3号機で6本（同19本）、4号機で4本（同17本）で、2月4日までにすべての対象制御棒を全挿入位置にいたしました。この措置にともない現時点で出力低下したプラントはありません。

また、現在運転中の当社原子力プラントにおいて、現時点で熱中性子照射量が $4.0 \times 10^{21} \text{n/cm}^2$ 以下の同型制御棒については、 $4.0 \times 10^{21} \text{n/cm}^2$ を超える前に全引き抜き位置として同照射量を超えないようにしますが、炉心状況により制御棒を全引き抜き位置としない場合は、 $4.0 \times 10^{21} \text{n/cm}^2$ を超える前に全挿入位置にすることといたします。

なお、現在停止中の当社原子力プラントにおいても、同型制御棒を装荷し運転する場合には同様の対応を履行することとし、原子炉圧力容器の蓋を閉鎖する前までに制御棒の使用に係る計画を同院に報告いたします。

- ・ 2月10日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の原子炉給水流量計ならびに復水流量計の実流量試験に関する疑義について

本日、株式会社東芝（以下「東芝」）より、柏崎刈羽原子力発電所7号機に設置している原子炉給水流量計ならびに復水流量計について、納入前に行われた実流量試験において実流量と異なるデータに修正されていた疑いがあるとの連絡を受けました。このため、直ちに事実関係の確認を行っており、これまでの運転データに基づき評価したところ、当該プラントについて安全上の問題はないものと考えておりますが、今後、徹底した調査を実施してまいります。

なお、実流量試験に関しましては、福島第一原子力発電所6号機において同様の不適切な行為が確認されており、当社としましても事実関係の確認に努めたうえで公表いたしました。その時点では今回の事例は確認できませんでした。今後、早急に詳細調査を進めるとともに、今後の対応について検討してまいります。

・ 2月10日 原子炉給水流量計及び復水流量計に関する報告徴収について

当社は、本日、柏崎刈羽原子力発電所7号機の原子炉給水流量計ならびに復水流量計の実流量試験に関する疑義について発表いたしました。先ほど、経済産業省原子力安全・保安院より下記内容に関する報告徴収の指示をいただきました。今後、この指示に基づき速やかな対応を行うとともに、その内容を取りまとめ、原子力安全・保安院に報告いたします。

1. 実流量試験に関する事実関係
2. 株式会社東芝から提出された試験結果等の品質記録と試験法案および当社の立会試験結果
3. 保安規定に規定している「原子炉熱出力が運転上の制限範囲にあること」について、流量計運転時からこれまでの実績及び評価
4. 現在の流量計について、保安規定を遵守できるとする場合の根拠

・ 2月17日 原子力発電所の9×9燃料採用時における安全解析に関するデータ入力の不適合について

当社は、福島第二原子力発電所3号機、4号機および柏崎刈羽原子力発電所1～5号機への9×9燃料の採用に係る原子炉設置変更許可申請書(以下、申請書)の安全解析において、データ入力の一部に誤りがあったことから、本日、本件に関する報告書を原子力安全・保安院に提出いたしました。当該データ入力の誤りは、平成8年に原子力発電所の燃料として9×9燃料採用の安全解析を解析メーカーが行なった際に、遅発中性子割合()として本来用いるべき値(0.0053)とは異なる値(0.0055)を誤って用いたことによるものです。本件は、今般、当社が新型燃料の導入に向けた諸準備を行なう過程において、解析メーカーが過去のデータ等のチェック作業を進めていた際に確認し、当社に報告されたものです。正しい値を用いて評価を行った結果、安全上の判断基準に係わる影響はなく、プラントの安全性に問題はないこと、および申請書においては、申請書添付書類に記載している内容の一部に若干の変更を要するものの、申請書本文の記載事項に変更がないことを確認いたしました。また、その他のプラントを含めて類似の入力誤りがないことをあわせて確認いたしました。今回のデータ入力の誤りによって修正を要する箇所については、今後の原子炉設置変更許可申請の際に合わせて修正を行います。当社は、これまでも解析メーカーが行った安全解析結果の妥当性確認について適宜改善を図っておりますが、このたびの不適合を踏まえ、今後の申請書に係る安全解析に関して、品質保証活動の一層の向上を図ることにより再発防止に努めてまいります。

以上